



2017年9月 今月のトピック 『つみたてNISA』

アナリスト 神田 泰伸

2017年9月13日作成



今回は、2018年1月より導入される、NISA(少額投資非課税制度)の新しい枠組みである「つみたてNISA」について、概要や制度面におけるメリット等をご紹介します。

『ポイント』

- 非課税となる限度額が現行のNISA（年120万円）の3分の1である年40万円となる代わりに、年数が現行のNISA（5年）の4倍の20年間となります。
- 対象商品は信託期間が長期であり販売手数料がゼロで信託報酬が低く、毎月分配型でないものが基本となります。
- 現行のNISAとの併用は不可能であり、NISAとつみたてNISAはどちらかを選択することになります。個人型確定拠出年金（iDeCo）との併用も含めて各制度を有効に活用することが求められます。

■つみたてNISAの概要

2018年に導入される予定の「つみたてNISA」は、NISA・ジュニアNISAと比較して非課税期間が4倍の20年となるのに対して、毎年の投資上限は年40万円に少なくなります。

投資可能商品が「つみたてNISA適格商品」に限定される点も大きなポイントとなっています。
つみたてNISA適格商品の要件については後述します。

項目	つみたてNISA	NISA	ジュニアNISA
利用可能年齢	20歳以上	20歳以上	0歳～19歳
年間非課税投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税投資枠	800万円 (40万円×20年)	600万円 (120万円×5年)	400万円 (80万円×5年)
投資可能商品	つみたてNISA適格商品（公募株式投信・ETF）	上場株式等（ETF・REIT含む）、公募株式投資信託	上場株式等（ETF・REIT含む）、公募株式投資信託
投資可能期間	2018年1月～2037年12月末	2014年1月～2023年12月末	2016年4月～2023年12月末 (※2023年以降も口座開設者が20歳に到達するまでは保有は可能)
非課税運用期間	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間 (ロールオーバー可能)	投資した年から最長5年間 (ロールオーバー可能)
払出制限	なし	なし	18歳まで途中払出不可 (※災害等やむを得ない場合は非課税での払出が可能)
口座名義人	本人	本人	子
口座の管理者	本人	本人	親権者

■つみたてNISA適格商品の要件

つみたてNISA口座で購入できる投資対象商品は、長期の積立・分散投資に適した「公募株式投信、ETF」に限られます。

具体的には

- 信託期間 ⇒ 無期限または20年超
- 分配方針 ⇒ 毎月分配でない
- その他 ⇒ ①デリバティブ取引を活用していない、②受益者に対する信託報酬等の実額通知がなされている、③金融庁への届出がされている

を共通の要件として、商品分類ごとに以下の基準が設けられています。

	アクティブランド	パッシブランド	ETF
投資対象資産	株式、または、株式の一部組入がある	株式、または、株式の一部組入がある	株式のみ
販売手数料 (税抜)	0%	0%	1.25%
信託報酬 (上限、税抜)	1.00% (国内資産) 1.50% (海外資産)	0.50% (国内資産) 0.75% (海外資産)	0.25%
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 純資産額50億円以上 ● 運用期間5年以上 ● 過去の信託の計算期間のうち3分の2以上の期間で資金流入超を記録している 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定されたインデックス(※)をベンチマークとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定されたインデックス(※)をベンチマークとする。 ● 最低取引単位が1,000円以下 ● 国内上場 ⇒ 円滑な流通のための措置が講じられているとして取引所の指定がある ● 外国上場 ⇒ 資産残高1兆円以上

※一般的に認知度があり公示性があるとされるインデックス



■つみたてNISAのメリット、デメリット

【メリット】

- つみたてNISAは、現行NISAと比較して20年間と長い期間非課税で運用ができる。
- 非課税投資額が最大800万円まで拡大する。（現行NISAは最大600万円）

【デメリット】

- 年間に投資できる額は、現行のNISAと比較すると少ない。
- 運用できる商品は、長期分散に適した投資信託に限定されるため、毎月分配型などは除外される。
- 適格商品の要件に該当しない投資信託には投資できない。たとえ投資したい商品であっても該当しなければ選択肢から除外されてしまう。
- 売買損失の最大3年間の繰越ができない。
通常の特定口座・一般口座は売買損失が発生した場合、確定申告すると損失を3年間繰り越すことが可能となるが、つみたてNISA口座で損失が出た場合、損失の繰越はできない。

■おわりに

つみたてNISAと現行NISAとの併用は不可能であることから、個別株式やREITなどを購入したいのなら現行NISAを、投資対象商品にこだわりがなく投資信託で長期運用したいならつみたてNISAを選ぶなど、それぞれの特徴の違いをよく見比べ、どちらかを選択する必要があります。

ただし、税制改正大綱案に「少額から積立・分散投資に適した制度の1本化を検討する」とある通り、今後現行NISAは制度として消滅する可能性が高いと推測されます。したがって、これから現行NISAの口座開設を考えている人は、恒久的な制度ではないことを頭に入れておく必要があります。

つみたてNISAと併用するなら個人型確定拠出年金(iDeCo)を！

確定拠出年金(iDeCo)とは・・・・

積立式の年金制度。個人型確定拠出年金で老後の資金を積み立てると、その掛け金の分だけ毎年の課税所得から控除することができ、高い節税効果が期待できます。

しかし、個人型確定拠出年金はあくまでも「老後の資金を貯める」ことが目的です。

そのため、本人が60歳になるまでお金を受け取ることができません。

一方で、つみたてNISAは「いつでも引き出し」が可能です。

したがって、積立金の受取りが60歳以上でも構わないなら老後資金の備えとしてiDeCoを、人生の節目節目で必要になるまとまった資金(マイホームやマイカーなど)の準備にはつみたてNISAを利用するのが有効といえます。

- 本レポートに関する著作権、知的財産権等一切の権利は三菱アセット・ブレインズ株式会社(以下、MAB)に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。
- 本レポートは、MABが信頼できると判断した情報源から入手した本レポート作成基準日現在における情報をもとに作成しておりますが、当該情報の正確性を保証するものではありません。
- MABは、本レポートの利用に関連して発生した一切の損害について何らの責任も負いません。
- 本レポート中のグラフ・数値等は、あくまでも本レポート作成基準日までの過去の実績を示すものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 本レポートは、情報提供を目的としたものであり、投資信託の勧誘のために作成されたものではありません。
- MAB投信指数「MAB300」(以下、本指数)に関する著作権、知的財産権等一切の権利は三菱アセット・ブレインズ株式会社(以下、MAB)に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。また、本指数を商業的に利用する場合にはMABの利用許諾が必要です。

【照会先】

三菱アセット・ブレインズ株式会社

アナリストグループ

標(しめぎ)・佐藤・勝盛・大野

03-6721-1039

analyst@mab.co.jp

〒107-0062

東京都港区南青山1丁目1番1号 新青山ビル西館8階

TEL:03-6721-1010 FAX:03-6721-1020

URL:<http://www.mab.jp/>

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1085号

加入協会名 一般社団法人 日本投資顧問業協会

